

自主防災組織

防災訓練指導マニュアル



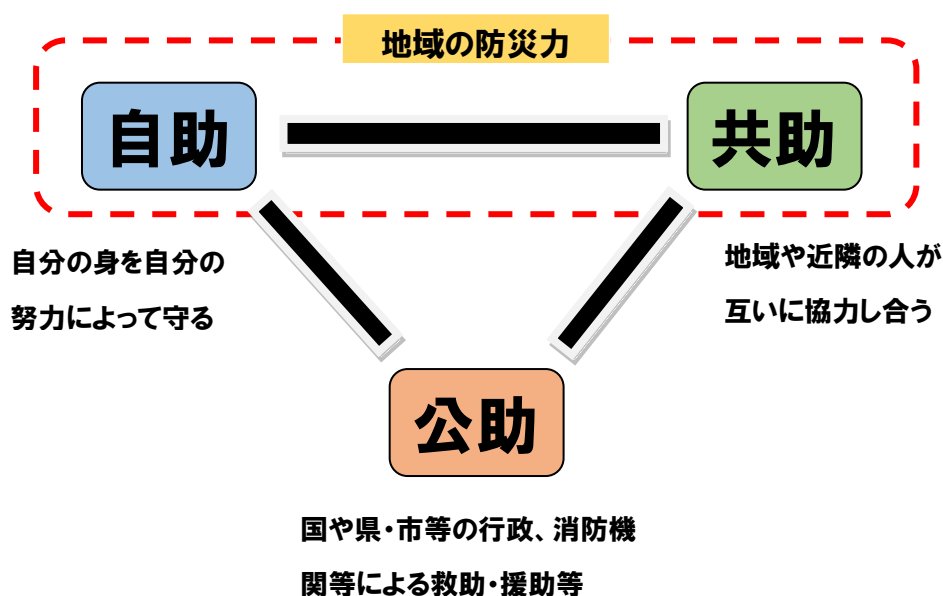
栗原市消防本部

内容

1. 訓練マニュアル策定の目的	1
2. 自主防災訓練の目的	1
3. 訓練の成果をあげるために	2
4. 訓練計画作成にあたり	4
5. 各種訓練	6
(1) 避難訓練	6
(2) 初期消火訓練	8
(3) 救出・救護訓練	9
(4) 情報収集・伝達訓練	11
(5) 炊き出し訓練	13
(6) その他の訓練	14
(7) 防災学習	16
6. 訓練実施手順	16
7. 参考資料	19
(1) 防災訓練実施要領（例）	
(2) 防火防災訓練等実施計画書（記載例）	
(3) 栗原市防災学習センター利用届出書（記載例）	

1. 訓練マニュアル策定の目的

当市は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震、同23年3月に発生した東日本大震災以降も、引き続き宮城県沖地震等の災害発生が懸念されています。また同27年9月に発生した関東・東北豪雨のように地震のみならず様々な災害が今後も起こりえます。これらへの備えとして、自主防災組織を中心とした地域の助け合い、いわゆる「共助」の役割強化が必要不可欠であり、平時における自主防災組織の災害対応力の向上を図るため、防災訓練指導マニュアルを作成し、円滑かつ効果的な訓練の実施を支援します。



2. 自主防災訓練の目的

市民が安心・安全に暮らすため、その生命、身体および財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策の一つです。

ひとたび大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐため、国や県、市は全力で対応しますが、防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があります。

早期に実効性のある対策をとることが難しい場合や行政自身も被害を受けていることがあるため、住民一人一人が、自分の身を自らの努力で守る（自助）とともに、普段から顔

を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むこと（共助）が必要です。すなわち、「自助」「共助」「公助」が継続的に繋がることにより、被害の軽減を図ることができます。

特に、地域で協力し合う体制や活動は、自主防災組織が担うべき活動の中核を成すものです。そして、自主防災組織の運営については、住民の自発的な活動であるため、訓練においても自発的な計画・活動が必要であり、地域の実情に即した訓練を実施し、地域の防災力の向上を図ることで、いざという時に備えましょう。

3. 訓練の成果をあげるために

防災訓練における成果は、第1に「災害が発生したときに役立つか？」であり、次に「防災知識が地域住民に身につくか」という2つのポイントが大切です。どんなに訓練を実施しても、いざ災害が発生したときに適応できなかったり、訓練そのものが地域に即さなかったりするなどの問題で、住民の中に防災意識が根付かなければ、ただ単に訓練を便宜的に行っているだけになってしまいます。



訓練実施にあたり、次のような点に注意しましょう。

(1) 訓練計画を立て計画的な訓練の実施

防災訓練の成果を上げるためには、決められた時間内で効果的な訓練を行う必要があります。まず、訓練の目的や実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作りましょう。栗原市消防本部では訓練計画作成のアドバイスをを行っています。

(2) 地域の特性に応じた訓練の実施

地域によって洪水や土砂災害の恐れがあったり、住宅密集地では延焼火災の危険が高いなど災害の危険性が異なります。防災訓練も、地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

地域の特性に応じた訓練想定の例

地 域 の 特 性	訓 練 内 容
急傾斜地に隣接した地域	山・がけ崩れを想定した訓練
河川に隣接した地域	洪水を想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練
社会福祉施設に隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練

(3) 関連機関との調整

訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容の検討・確認と協力を依頼します。訓練会場を確保したら、指導員の派遣の有無に関わらず栗原市消防本部又は各消防署所に早めに届けましょう。届出の内容は、訓練開催日時、訓練場所、責任者、訓練内容、参加予定人数などです。訓練終了後には検討会を行い、訓練内容を見直して次回の訓練時に改善しましょう。

(4) 訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける。

訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシを作成し、訓練の実施を「知らなかった」という人がいないように徹底しましょう。また、訓練回数を重ねると、同じ訓練内容では参加者に飽きが来て参加者が減少する一因になります。様々な年代の地区民に参加してもらうことが望ましいので、異なる災害を想定しマンネリにならないように訓練に変化をつけてみましょう。

防災訓練は、自主防災組織の活動や各種資機材の操作方法を地域住民に理解してもらう大切な機会です。とかく、



防災訓練というと堅苦しく参加しにくいイメージやいつも同じ人ばかり参加してしまう傾向にあります。防災訓練の中にイベント的な行事を組み入れるなど、少しでも参加しやすくなるよう工夫しましょう。

(5) 事故防止に努める

訓練にあたっては事故を防ぐため、次の点に注意しましょう。

- ① 危険を伴う訓練には必ず消防職員等の指導を受けましょう。
- ② 訓練を始める前には訓練内容、資機材の操作方法、危険性を説明し、事故防止について参加者に必ず注意しましょう。
- ③ 服装は訓練に適したものを着用しましょう。必要に応じて、軍手・ヘルメットなどを着用しましょう。
- ④ 訓練中は事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先にして適切な措置を行いましょう。



※事故が発生してしまった場合・・・

状況によっては共済保険の適用になりますが、防火防災訓練等実施計画書の事前提出と訓練中の写真が必要となりますので、必ず用意してください。

4. 訓練計画作成にあたり

災害・防災の正しい知識を習得することから始まり、地域の危険箇所等、自分たちが住んでいる場所について把握し、災害時に対応・行動できるように各種訓練を行います。訓練を行ううえで、どういった方針で訓練を進めるのかをよく話し合い、明確にする必要があります。

(1) 地域を知る

自分たちの暮らしている地域を知っておくことは、防災活動上非常に大切なことです。防災の視点から地域を見たり、防災マップの作成や見直しを適宜行いましょう。また、急傾斜地や看板・ガラスの落下など危険と思われる場所、集会所、



コンビニエンスストア、病院など災害発生時に役立つ施設、公園や避難場所がどこにあるかといったことなどを把握します。また、災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路に問題が生じることもあります。避難場所へ向かう避難経路は複数考えておき、その状況を適切に判断して、もっとも安全な選択をします。

(2) 災害を知る

地震・津波・風水害その他の災害に関して、発生メカニズム等についての知識を習得し、災害と被害の関係について知り、さらには、過去の災害事例についても検討し、問題点を考えるきっかけを作ります。

(3) 人を知る

地域にどのような人がどのような時間帯に在宅し、どの程度の活動が可能かを知っておくことが重要です。また、高齢者世帯や身体の不自由な方など災害時に支援が必要な人（※災害時要援護者）、救援活動ができる人などもチェックしておきましょう。



※『災害時要援護者』

「災害時要援護者」とは、災害に対処するにあたり何らかの障害等により、援護を必要とする人々を意味し、具体的には「心身障害者」をはじめ「高齢者」や「乳幼児」、また一時的にハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられます。

(4) 技術の習得

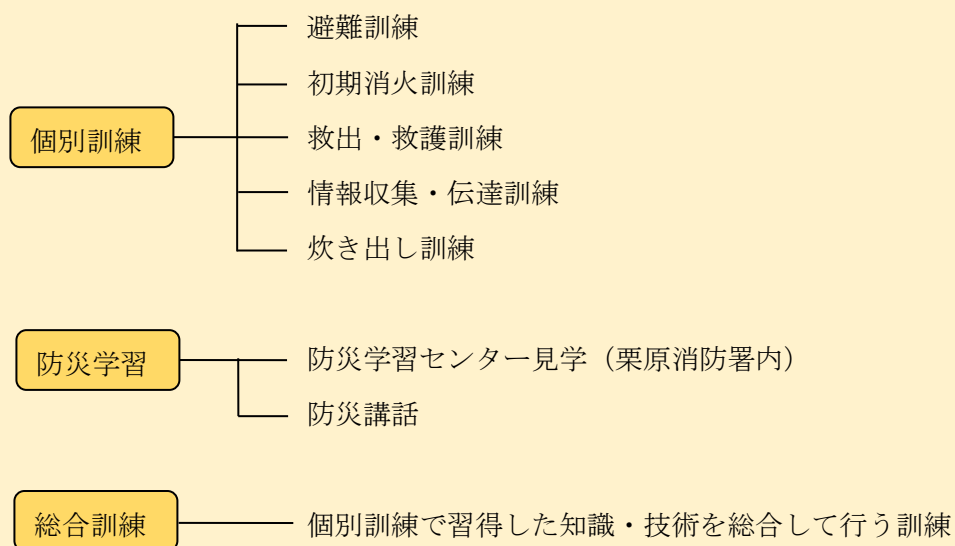
防災に関するパンフレットを作成することによる意識の啓発や、訓練・講習会等がある場合は、積極的に参加し一人一人が防災について正しい知識と技能を身につけることが大切です。



5. 各種訓練

防災訓練の中で主なものは次のとおりです。どの訓練も重要で全ての訓練が有機的に機能してこそ人命を救い、被害を拡大させないことになります。また、大地震が発生した場合など、身の回りでどんな災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことも大切です。

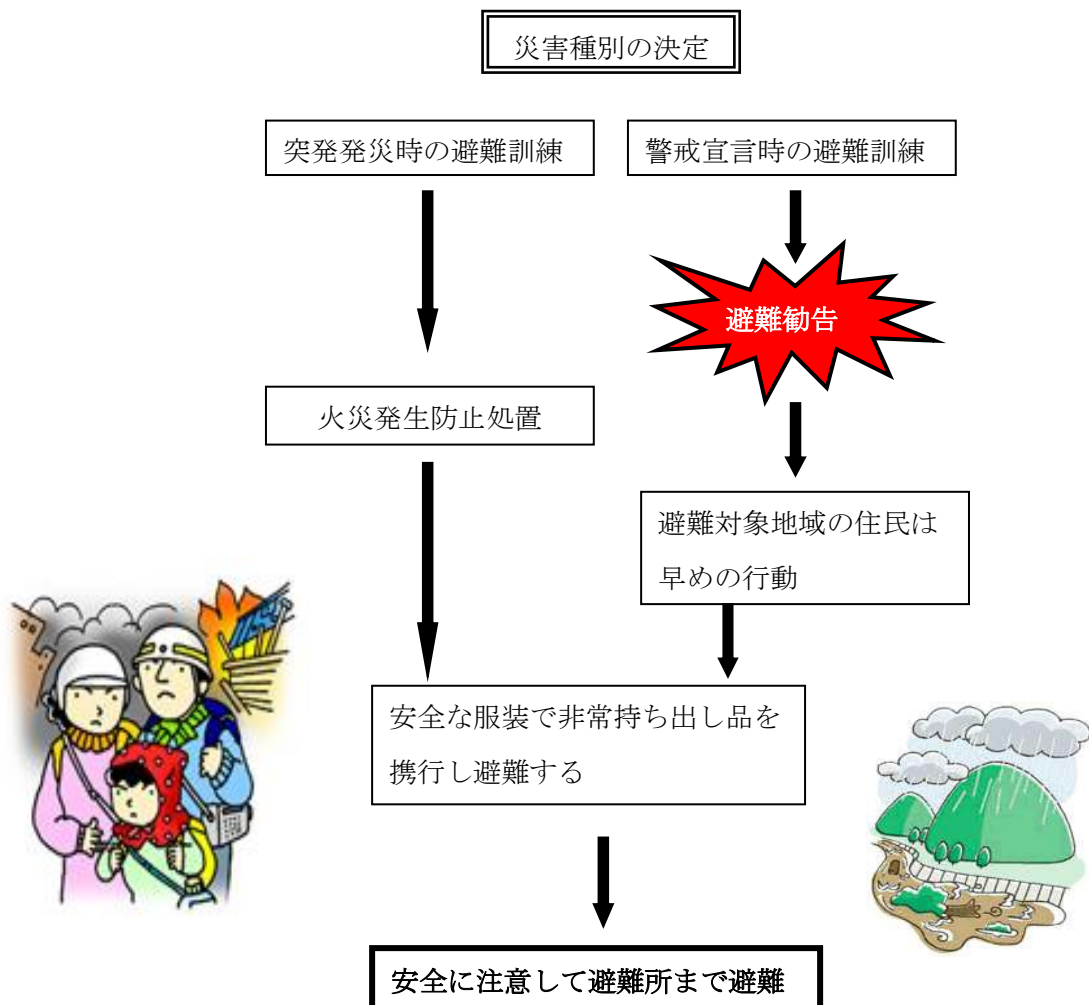
主な防災訓練項目



(1) 避難訓練

地震等による建物の倒壊・損傷、洪水や地滑り、大規模な火災により、地域住民の生命・身体に危険が及ぶことが想定される場合は、直ちに安全な場所への避難が必要になります。また、災害の種類や地域の特性によって避難の方法が異なりますので、自分の地域ではどのような避難行動が必要なのかを理解しておくことが大切です。情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基

づき自主防災組織が中心となった迅速な避難誘導を行ってください。また、災害時
要援護者の避難支援も必要であり、そのためには事前に、十分協議した避難計画を
地域住民に周知徹底しておく必要があります。



～訓練における確認事項～

- ・ 避難勧告（指示）発令時の周知徹底
- ・ 避難者の人数確認、災害時要援護者の状況把握
- ・ 一時避難所から他の収容施設への避難時の役割分担
- ・ 事前準備として防災マップ、避難経路の確認
- ・ 非常持ち出し品の用意、確認

(2) 初期消火訓練

大規模災害時に、最も被害を拡大させるものの一つとして火災があります。火災の拡大を防ぐためには、初期消火活動が欠かせません。いったん燃え広がると大規模な火災へとつながる恐れがあるので、基本的には火を出さないことが大切です。もし、火が出た場合は、家庭・地域で初期のうちに完全に消し止める技能を習得しましょう。

「地震発生を想定した消火のポイント」

災害発生時の対応

第一は身の安全を守る

- ・ グラツときたとき
- ・ 大揺れがやんだとき
- ・ 燃え始めたとき



初期消火

火災の発生を周囲に知らせる

① 消火器取扱訓練

消火器の取り扱いについては、その性能を十分に理解したうえで、どのような火災に対して有効であるのか、またその操作要領について習得する必要があります。

〈粉末消火器の使い方〉



- ・ 消火器を使用できる時間は15秒程度と短い。
- ・ 必ず風上から、そして炎から3～5m離れて放出する。
- ・ 炎の根元をほうきで掃くように放出し、燃えているものを粉末で覆う。
- ・ 部屋の天井まで火が立ち上るような場合には消火器では対応しきれないため、避難を優先する。

- ・腐食、変形している消火器は爆発の恐れがあり危険なので使わないこと。
- ・いざというときにすぐに使える場所（台所、玄関等）に配置し、高温多湿を避けて保管する。

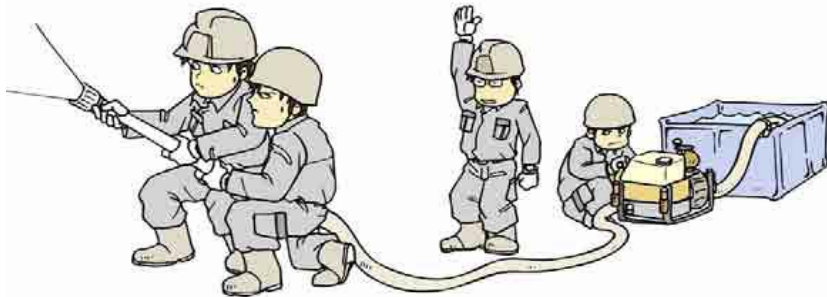
② バケツリレーでの消火訓練

- ・参加者を2班に分け、水の入ったバケツを火点まで運ぶ列と、注水後に空になったバケツを水源まで戻す列を作る。
- ・お互いに声を掛け合って連携し、隣の人にバケツを渡す。
- ・風上より近づき、安全距離2～3メートルをみて、注水位置を確認し、火勢を抑えるように注水する。



※バケツリレーの要領は避難所での物資運び、がれきの撤去などでも役立ちます。

③ 可搬ポンプでの消火訓練



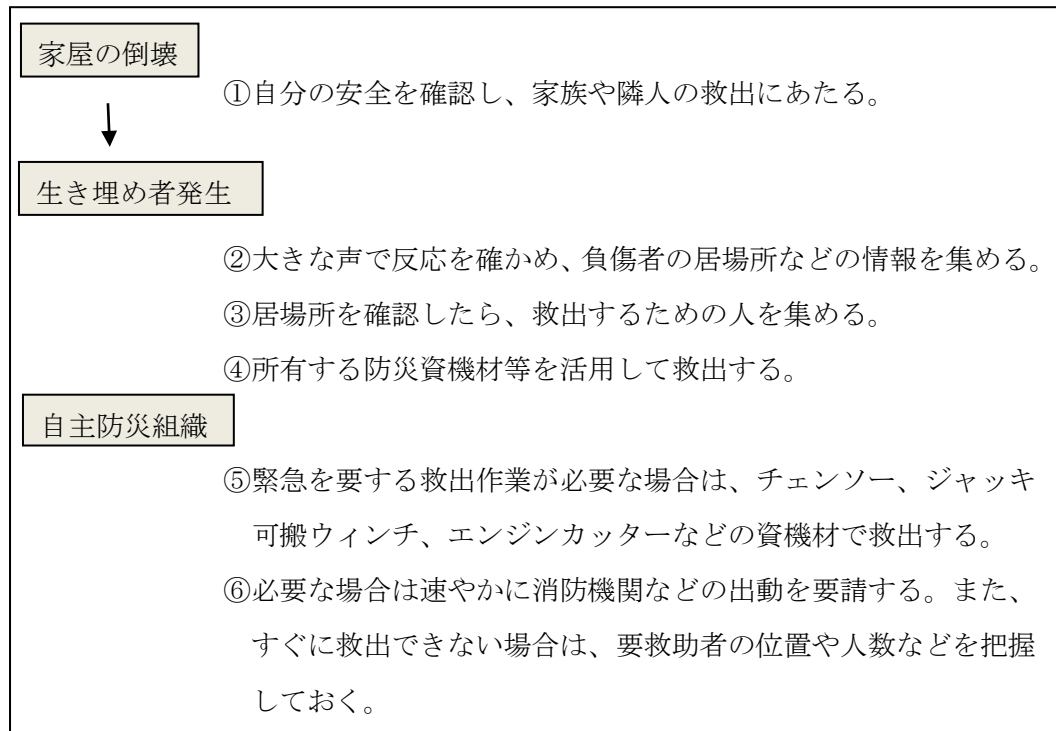
- ・地区の消防団員の方と協力し、地元で火事があったときに近くの消火栓、防火水そう、池や川など、どこから消火用水を引いてくるのか確認しましょう。
- ・事故のないように筒先は必ず消防団員が2人で行いましょう。また、見学する場合も必要に応じてヘルメットなどを用意して安全に行いましょう。

(3) 救出・救護訓練

大規模地震発生時には、家屋の倒壊や家具・落下物等により多数の生き埋めや負傷者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応はできません。大規模災害時には、自主防災組織による素早い救出・救助が被災者の生死を分けます。倒壊物やがれきの下敷きになった人を、防災資機材等を

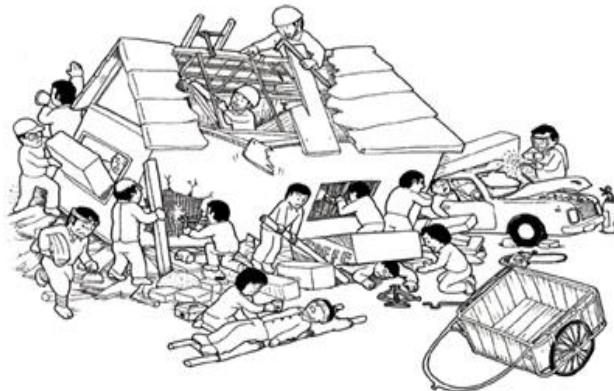
活用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い、病院・救護所へ搬送するなどの支援を行いましょう。

救出活動の手順



○ 注意事項

- ・状況に応じ、できるだけ多くの人の協力を求める。
- ・救出活動には危険が伴うので二次災害に十分気をつけ、無理のない範囲で救出活動を行う。
- ・救出活動と同時に火災が発生した場合は、消火活動を行いながら救出活動を行う。
- ・災害時要援護者台帳やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。



救護訓練

災害時には、多数の傷病者の発生が予想されることから、互いに協力し合い自主防災組織の救護活動として、応急手当や安全な場所への搬送が求められます。このことに対応するための訓練を実施しましょう。

応急手当



三角巾を用いた骨折の固定
傷口の被覆、止血等

心肺蘇生法



胸骨圧迫（心臓マッサージ）
AEDの取り扱い

搬送



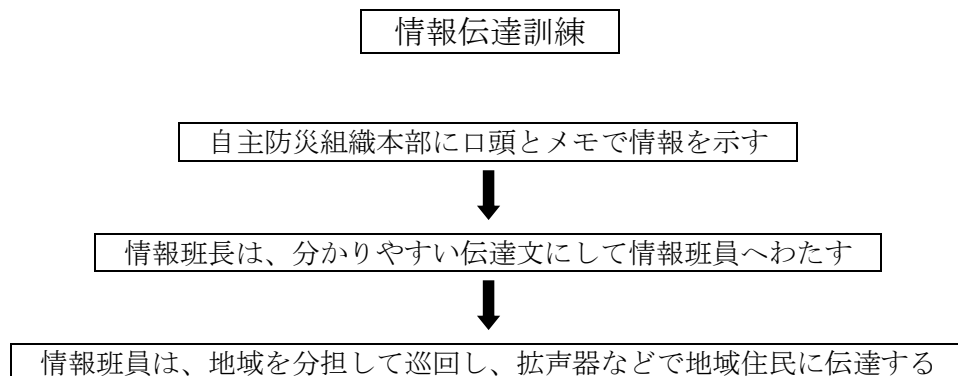
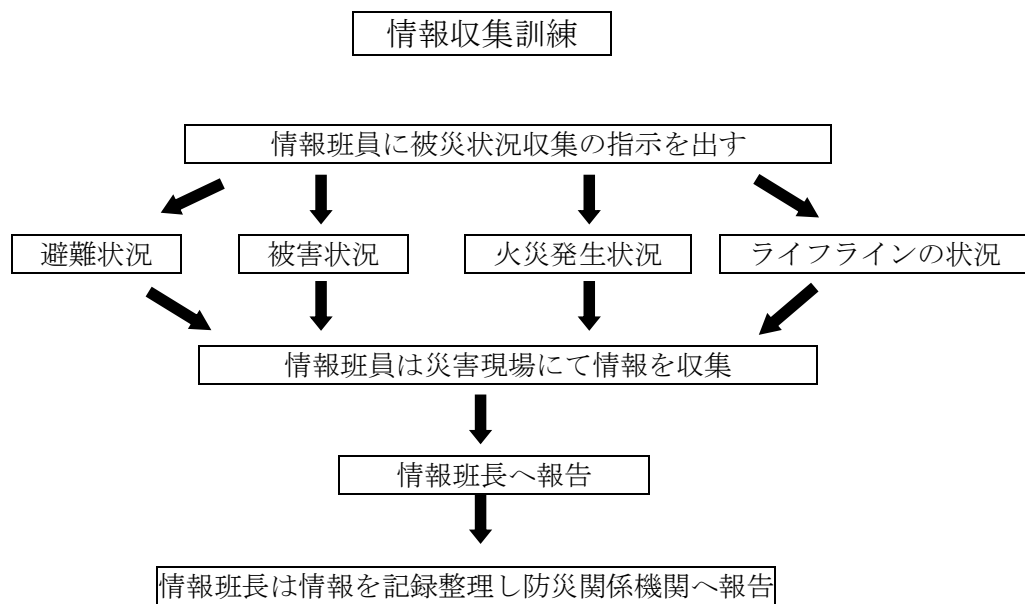
徒手による搬送
毛布と竹を使った応急担架

(4) 情報収集・伝達訓練

災害時は情報が錯綜します。正確で迅速な情報収集や伝達活動が欠かせません。いざという時には、地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災の発生状況などを、災害対策本部などの防災関係機関へ報告する必要があります。事前に消防署に相談していただければ、119番通報訓練もすることができます。

また、正確な情報を得るためには地域住民との情報交換も必要となりますので、それらに対応する訓練も実施しましょう。

電気、水道、ガス、電話などのライフラインの障害については避難所の運営に直接影響しますので把握して情報共有しましょう。



〈情報伝達訓練の留意点〉

- ・伝達は解りやすい簡単な言葉で行う。
- ・口頭のみではなくメモ程度の文章も準備する。
- ・各世帯への伝達を効率的に行うため、伝達経路をあらかじめ決めておく。
- ・視聴覚等に障害のある方、外国人への伝達は十分配慮する。
- ・非常用ラジオがあれば動作を確認しておく。



(5) 炊き出し訓練

被災後の食料と水の確保や配給方法について訓練します。避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、大鍋などの調理器具、食器、調味料、食材の確保を確認しておきましょう。非常用食料の調理法などについても習得しましょう。

また、水道やガス、電気などが使えない場合にはどのように対処するか考えておくことが非常に重要です。

炊き出し訓練事例

準備物

釜・飯ごう・大鍋・薪・コンロ・うちわ等

給食・給水班を編成する

衛生面に注意（手洗い、頭巾の着用）



テントを張り、テーブルを用意



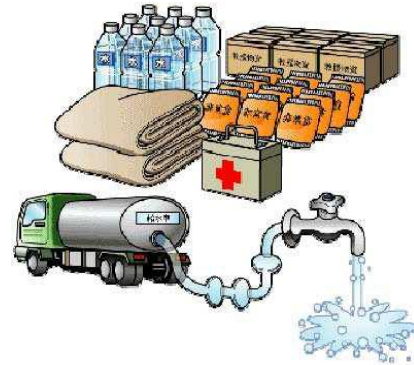
おにぎり・味噌汁などをつくる



『活動例』

- 釜や飯ごう、大鍋などを使用した調理の方法を習得する。
→ 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかり行う。
- 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる。

- 救援物資の受入と配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する。
- ・ 給水拠点や給水方法を決めておく。
 - 事前に給水車による給水拠点を決めておく。
 - 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。



(6) その他の訓練

① 資機材取扱（点検）訓練

災害救助工具セットの説明及び取扱いについて訓練を行います。消防職員等の指導により、資機材の取り扱いを学ぶことで家や身近にあるものを活用した救出・救護訓練等に繋げていくことが重要です。また、自家発電機がある場合は、必ず動作確認、給油方法、操作方法の確認をしておきましょう。



防災資機材一覧

バール、ジャッキ、ワイヤーロープ、ボルトクリッパー、万能斧、サイレン付メガホン、担架、皮手袋、防塵マスク、防塵メガネ、自家発電機、その他

② 避難所運営訓練

災害時の避難所の運営は、自主防災組織の重要な役割のひとつです。避難所生活が長期にわたる場合には、適切なルールに基づいて、できるだけストレスが少

なくなるよう事前に訓練などを通して、運営方法について検討しておく必要があります。

避難所の開設は、施設管理者と協議し、避難所スペースと非避難所スペースを明確に区分する必要があります。さらに、みんなが使う共有部分と各世帯の生活の場としての居住部分に分けます。

避難所の開設

市指定の避難場所は多くの場合市職員によって開設されることが多いですが、万が一の場合には住民自らが避難所を開設することも考えておく必要があります。

避難所施設の点検

避難所に入る前には、被害箇所や余震等で危険が及ぶ可能性がある箇所を点検する必要があります。

避難者名簿の作成

避難者については、その地域の人を把握している自治会や自主防災組織が、避難状況を把握し名簿を作成します。

施設の使い方（部屋割）

本部室、物資置き場、倉庫、配給所、調理室、医務室、情報掲示板、洗濯場・物干し場、仮設トイレ、ゴミ置き場、喫煙所等の場所決めを行う。

災害備蓄品の確認

非常食、飲料水、生活用水、毛布、ローソク、おむつ、ガーゼ、包帯、調理器具、懐中電灯、発電機、燃料、スコップ、着火ライター、トランシーバーなど、もし避難所生活が始まった場合にどんなものが必要になるか確認し、準備しておく。賞味期限・使用期限のあるものに関しては定期的に更新する。

避難所生活ルールを作成

多くの住民が、厳しい避難所環境の中で、より快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを決め、避難者全員で守ることが必要です。生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒、退所、コンセントの使用等）、場所を決めて行うこと（喫煙、携帯電話の使用、見舞客の対応、ペット管理等）、水や物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等についてのルールを決めます。





- ・ あくまでも避難所の運営主体は、避難者自身であることを忘れない。
- ・ 運営を円滑に行うため事前に運営計画を作成しておく。
- ・ 要援護者に対しては、特に注意を払う。
- ・ 共同生活の場となる避難所には、様々な人がいて普段と同じ生活ができないことを認識する。

(7) 防災学習

① 防災学習センター

栗原消防署内にある防災学習センターでは各種体験（通報体験、消火体験、煙体験、地震体験）を通して、火災や地震などの災害を体験しながら学習できます。

- ・ 利用時間 午前9時30分から午後4時まで
- ・ 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）
- ・ 利用料金 無料
- ・ 「防災学習センター利用届出書」により申込み

② 防災講話

消防職員を講師として防災講話をすることができます。（内容は要協議）

例：火災、救急、地震・風水害、住宅用火災警報器・消火器について、など

6. 訓練実施手順

訓練実施までの計画・実施手順は次のとおりです。

(1) 訓練実施日時の予約

消防署員の指導を希望する場合は、まず、栗原市消防本部または各消防署所に訓練日時を予約してください。なお、既に先約が入っていたり、行事等と重なる場合には日程の調整をお願いすることがあります。



(2) 訓練実施要領（案）の作成と相談

各自主防災組織において、訓練実施場所、参加予定人数、タイムスケジュール及び訓練項目などを協議し、訓練案を作成の後、以下の書類を記載して栗原市消防本部警防課（または各消防署所）に提出してください。また、講師の派遣を依頼する場合は日程や人員調整、訓練内容の確認が必要ですので事前に栗原市消防本部警防課へ問い合わせてください。

【作成書類】

以下の書類はいずれも栗原市のホームページからダウンロードができます。また、各消防署所の窓口でもお受け取りいただけます。

- ・ 防火防災訓練等実施計画書

※訓練項目として防災学習センターを利用する場合

- ・ 防災学習センター利用届出書

(3) 訓練の進行

各自主防災組織において作成した、「防災訓練実施要領」に沿って実施します。なお、訓練の進行は各自主防災組織（主催者）にて行ってください。

(4) 訓練の中止

① 訓練開始前

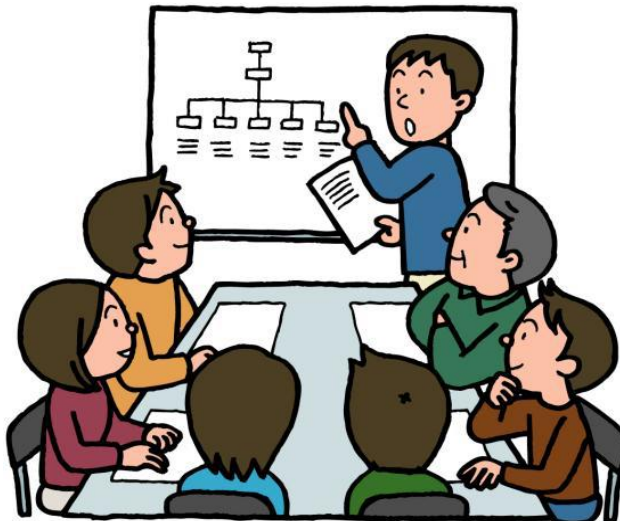
- ・ 天候不良や自主防災組織の都合で訓練を中止する場合は、栗原市消防本部警防課へ速やかに連絡してください。
- ・ 火災等の災害が発生し、消防署から職員を派遣できないときは、防火防災訓練等実施計画書に記載いただく担当者（緊急時に連絡を取れる方）に連絡します。

② 訓練実施中

- ・ 訓練実施中に火災等が発生した場合は、消防職員が緊急出動する場合があります。この場合は、訓練の中止や訓練の繰り上げ実施をお願いすることがあります。

(5) その他

- ① 地区内の防災行政無線を地区の訓練で使用することができます。希望の場合は、事前に栗原市危機対策課と協議してください。
- ② 訓練に使用する資機材は、その使用方法の習熟と点検を兼ねて、各自主防災組織が所有する資機材を利用し訓練を実施しましょう。



(6) 連絡先

- ① 訓練についての問い合わせ、講師派遣の相談は以下の連絡先で承ります。

栗原市消防本部 警防課	TEL 22-8510
栗原消防署	TEL 22-8511
栗原消防署 東分署	TEL 32-2621
栗原消防署 北分署	TEL 45-2109
栗原消防署 南出張所	TEL 59-2119
栗原消防署 西出張所	TEL 54-2120

- ② 自主防災組織の再編成、統廃合等の相談、防災無線利用の相談は以下の連絡先で承ります。

栗原市総務課危機対策課	TEL 22-1149
-------------	-------------

7. 参考資料

〇〇地区自主防災会 防災訓練実施要領(例)

【目的】

- ・ 訓練を通して防災意識を高め、地区民が連携し協力し合いながら自主防災活動を実施し、互いの生命を守り安全な生活を確保する気持ちを培う。
- ・ 災害時における個人の役割を再確認するとともに、各種資機材の取り扱いを習得し、適切な対応措置ができるようにする。

【日時】

平成〇〇年〇月〇日 午前〇時〇〇分 ～ 〇時〇〇分

【場所】

〇〇コミュニティセンター

【参加者】

〇〇地区自主防災会 〇〇名

【想定】

〇〇時〇〇分頃、宮城県北部に震度7の大地震が発生し、栗原市内では道路、電話等各種公共施設にも大きな被害が生じ、また、倒壊した家屋から火災が多発するとともに多くの負傷者が発生しました。

〇〇地区内においても、家屋の損壊や負傷者が発生。さらには余震による二次災害が予想されることから、〇〇地区自主防災会長は〇〇コミュニティセンターに〇〇地区自主防災会本部を設置し、自主防災会役員を招集するとともに、地区民に対し一時避難所への避難を指示した。

【訓練】

時刻	訓 練 内 容
9:00	宮城県北部に震度7の大地震が発生(防災無線使用) 各戸訓練 「ただいま宮城県北部に震度7の大地震が発生しました。火気使用中の家庭では、火の始末をするとともに、丈夫な家具の下にもぐるなど身体を保護してください」 ・ 各自身体保護 ・ 各戸毎火の始末
9:05	避難訓練 「揺れは収まりましたが、〇〇地区内では家屋倒壊と火災が発生したため、避難誘導班の指示のもと、災害時要援護者を介助しながら〇〇コミュニティセンターへ避難してください」 ・ 近隣の要援護者に声掛けを行い、介助しながら避難する。 ・ 各家庭で準備している非常持ち出し品を携行する。 ・ 避難は徒歩による。 ・ 本部役員は担当地区内を巡視し、被害状況の把握を行う。 ・ 会員名簿をもとに安否確認を行い、避難者確認を行う。
9:25	通報訓練 火災を発見した場合、慌てず正確に被害の状況を伝えることができるよう、119通報訓練を行う。 代表者:〇名
9:35	初期消火訓練 ・ 水消火器による消火訓練

10:00 (9:35) 11:35	・水バケツによる消火訓練 ※訓練資機材は消防署で準備してもらう。 救出・救護訓練 ・防災資機材を活用した救出訓練 油圧ジャッキを活用した救出訓練を行い、使用方法を習得する。 その他の資機材(発電機等)の使用方法を習得する。 ・簡易担架による搬送訓練 身近にある毛布等を活用した簡易担架づくりと搬送訓練を行う。 ・応急手当訓練 負傷者への救護に必要な三角巾等を使用しての応急手当訓練を行う。 ・心肺蘇生法(AED)訓練 人工呼吸、心臓マッサージといった一連の心肺蘇生法を訓練する。 AED(自動体外式除細動器)の使用方法を訓練する。 炊き出し訓練 ・避難者(訓練参加者)分の炊き出し訓練を行う。 ・炊き出しに必要な資機材を用意する。 ・訓練参加者分のおにぎりともそ汁を用意する。 ・実際の災害時には各家庭から持ち寄ることが想定されることから、非常用食糧の備蓄について推進する。 反省会・炊き出しの試食
---	---

記入例

平成 年 月 日

防火防災訓練等実施計画書

栗原市消防本部消防長 殿

(消防本部警防課扱い)

代表者 住 所： 栗原市築館字留場中田111番地1
氏 名： 栗原 消太
担当者 住 所： 同上
(緊急時に連絡 氏 名： 同上
を取れる方) 電 話： 090-XXXX-1111

下記のとおり防火防災訓練等を実施いたしますので計画書を提出します。

団 体 名	築館〇〇地区自主防災会
実施年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日 (〇) 9 時 00 分 ~ 12 時 30 分
実 施 場 所	〇〇集会所
参 加 人 員	50 人
訓 練 等 の 内 容	☒ 避難訓練 ☒ 初期消火訓練 ☐ 救出・救護訓練 ☐ 情報収集・伝達訓練 ☒ 炊き出し訓練 ☐ 防災学習センター ☐ その他()
指導員の要否	☒ 指導員を要請します ☐ 指導員は必要ありません

★記入上の留意事項

- ①**指導員の要否に関わらず**、防火防災訓練等を実施する場合は、当計画書を必ず提出願います。
- ②提出のあった防火防災訓練等で**事故が発生した場合は、早急に連絡願います。**
- ③**訓練指導員を要請する場合は、消防本部警防課と日程調整をお願いします。**
- ④防災学習センターの利用を希望する場合は、**別途届出書が必要**となります。なお、防災学習センター利用時は必ず担当指導員がつきます。
- ⑤**防災学習センター利用を希望する場合は、事前に予約状況を確認**してください。
- ⑥防災学習センターの予約受付は、月～金(土、日、祝日除く9:00～17:00)となっております。
- ⑦実施計画の詳細が分かる資料等がありましたら添付願います。

◎問い合わせ先

担 当	電 話	FAX	担 当 分 野
警 防 課	22-8510	22-5870	防火防災訓練等関係
栗 原 消 防 署	22-8511	22-8514	防災学習センター関係
メールアドレス	syobo_keibo@kuriharacity.jp		

記入例

栗原市防災学習センター利用届出書

平成 年 月 日

栗 原 市 長 殿

申請者 住 所: 栗原市築館字留場中田111番地1
 氏 名: 栗原 消太
 電 話: 090-XXXX-1111

栗原市防災学習センターを利用したいので、次のとおり届け出ます。

利 用 者 責 任 者	住 所	栗原市築館字留場中田111番地1					
	団体名	築館〇〇地区自主防災会					
	氏 名	栗原 消太				電話 090-XXXX-1111	
利 用 目 的		自主防災組織 防火防災訓練のため					
利 用 人 員	計	園 児	小学生	中・高校生	自主防等	一 般	
	50 名	名	名	名	50 名	名	
利 用 期 間		平成 〇 年 〇 月 〇 日 (〇) ☒ 午前・ ☐ 午後 9 時 00 分 から ☒ 午前・ ☐ 午後 11 時 30 分 まで					
希 望 学 習 基 本 コ ー ス		1 幼児コース(幼稚園) 2 小学低学年コース(1～3年生) 3 小学中・高学年コース 4 中・高校生コース 5 消火・煙体験コース ☒ 6 総合防災コース					
※処理欄							

備考 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 希望学習基本コースの学習内容については、別添えの学習コース一覧表を参照願います。